

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1 先勝	2 友引 <small>外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない 外国人の1月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(1月分)</small>	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝
8 友引	9 先負	10 仏滅 <small>2月分の源泉所得税、特別徴収 住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(2月雇入分)</small>	11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引
15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 友引	20 先負 <small>春分の日</small>	21 仏滅
22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安
29 赤口	30 先勝	31 友引 <small>外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない 外国人の2月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(2月分) 単独有期事業の労働保険概算保 険料分割納付4～7月分の納付</small>				

**2026 4**

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

## 3月の税務と労務

### 税務

- 2月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → **3月10日(火)まで**
- 1月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。  
→ **決算当日(月末決算では3月31日(火))まで**
- 7月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→ **決算当日(月末決算では3月31日(火))まで**
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち4月・7月・10月決算法人の中間申告と納付  
→ **決算当日(月末決算では3月31日(火))まで**
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち12月・1月決算法人(申告期限延長の場合)は11月・12月・1月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→ **決算当日(月末決算では3月31日(火))まで**

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(2月雇入分)  
→ **3月10日(火)まで**
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の2月雇入・離職分)  
→ **3月31日(火)まで**

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分) → **3月31日(火)まで**
- 単独有期事業の労働保険概算保険料分割納付4～7月分の納付  
★単独有期事業は、概算保険料が75万円以上等で年3回に分割納付が可能。  
→ **3月31日(火)まで**

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 決算賞与の税務と労務

3月決算法人であれば年度損益等を基に決算賞与を3月又は4月に支給する場合があります。この決算賞与に関して税務・労務上の主な注意点を記載します。

#### 【税務上の注意点】

賞与の損金算入時期は原則として賞与支払日の属する事業年度ですが、一定要件を基に賞与支給予定日や従業員への賞与支給額を通知した日の属する事業年度に損金算入が認められます。したがって、仮に決算賞与の支払が4月(翌事業年度)になっても、3月(当事業年度)に損金算入できる場合があります。

#### 【労務上の注意点】

年3回以下支給の賞与等は、「賞与」として社会保険料の対象となり、保険料は「標準賞与額」に保険料率を乗じて計算し、賞与支払届も提出します。しかし、例えば決算賞与を含めて年4回以上の賞与等の支給が客観的に定められている場合は「賞与に係る報酬」となり、原則、算定基礎届や月額変更届の報酬には7月1日前1年間の賞与支払実績を月割りした額を加算するため、賞与支払届は不要です。

ギモンを解決!

# 経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 未払金として計上するための要件

税理士 磯山 仁志

**Q** 決算日前に生じた取引について、決算日時点で支払はまだしていませんが経費に計上してよいのでしょうか?

**A** 一定の要件を満たした取引については、未払金等として計上し、損金の額に算入することができます。

決算を迎えるにあたって、決算日間際に生じた取引について、請求書は受け取っているものの、支払がまだなされていない費用についての取扱いに悩むこともあるでしょう。

その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち、**償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものについては、未払金等として計上し、損金の額に算入**することができます。

この償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいいます。

- 1 その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること。
- 2 その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- 3 その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

修繕費を例にとると、決算日までに、建物等の修繕を発注し、業者によって修繕が完了し、かつ金額の見積りが客観的にでき得る状況にあれば、上記の要件を満たし未払金等として計上できることとなります。

なお、未払金と似た勘定科目として、未払費用という科目があります。

**未払金は、本来の継続的な営業取引ではなく、単発的な取引から発生した債務を対象とする勘定科目**です。

具体的には、固定資産の購入や消耗品費、外注費、修繕費など、ものの購入やサービスの提供を受けた際にその代金を後から支払うときに使う勘定科目です。

これに対し、**未払費用は、一定の契約にしたがって継続的にサービスや役務の提供を受けており、決算日時点で対価となる費用の支払いが終わっていないものを計上するための勘定科目**です。

具体的には、従業員への給与や借入金の利息、家賃や水道光熱費など、サービスの提供を受けていながら決算日までに支払いを行っていない場合に使う勘定科目です。

このように、未払金は主に単発的な取引で発生した債務について、代金をまだ支払っていない場合に用いる勘定科目、未払費用は継続的な取引で発生した債務について、支払期日が到来していない場合に用いる勘定科目であるという違いがあります。

未払金・未払費用のいずれにおいても、期中では会計処理の簡便性から代金の支払時に経費処理することが多いでしょう。しかし、**決算に際しては、正しい会計処理を行うことでその事業年度の損金に算入できる金額が大きくなり、支払う法人税等が小さくなる**こともありますので留意してください。